

暮らしのプレゼント 主便



相談ファイル

～海外の宝くじが当たった!??～

《相談内容》

1000万円のオーストラリアの宝くじが当たったというダイレクトメール(DM)が届いた。よく読むと「当選手続きが必要」と記載され、その際に「申込金」として「2千円」が必要とあった。申し込んでも大丈夫だろうか。

《アドバイス》

「宝くじに当たった」というダイレクトメール(DM)ですが、海外宝くじの購入代行の申し込みを勧誘していて、個人情報やクレジット番号などを聞き出そうとする手口です。

ここ1年でも県内で200件近くの相談があり、最近では高齢者からも多くあります。

購入のためには大抵は「登録料」が必要とされています。その「登録料」が数千円程度と少額なため、安易に申し込み、のめりこんで相当額を注ぎ込んだという事例もあります。

しかし、申し込んでも、「当選金」は届くことなく、同様のDMが次々と届くこととなります。

また、一度「登録料」をクレジットカードで支払うと、その後も引き落とされ続け、支払い先が海外のため、なかなか解約できないといった深刻な状況になりかねません。



そもそも、申し込んでもいない宝くじが当たること自体おかしな話です。

本当に宝くじを購入しているかも不明です。DMは無視するよう助言しました。

なお、海外の宝くじを日本国内で購入することは、刑法187条(「富くじ」の発売、発売の取次ぎ、授受の禁止)に違反します。

この件に限らず、見知らぬ相手に安易に個人情報(名前や住所など)やクレジットカードの番号を絶対に教えてはいけません。

特に高齢者の場合被害を防ぐには、周囲の方の見守りが大切です。

生活情報ファイル

～換気を十分に！ 石油やガス器具をご使用の際に～

これから寒くなり、窓を閉め切ることが多い季節です。石油ファンヒーターなどの暖房器具や小型ガス湯沸かし器を使用の際、一酸化炭素の事故にはくれぐれもご注意ください。

既にご存知とは思いますが、一酸化炭素は不完全燃焼により発生する毒性の強い気体で、無色・無臭なため、発生しても気付きません。室内にわずか1%の一酸化炭素が含まれるだけで死亡事故が起こると言われています。

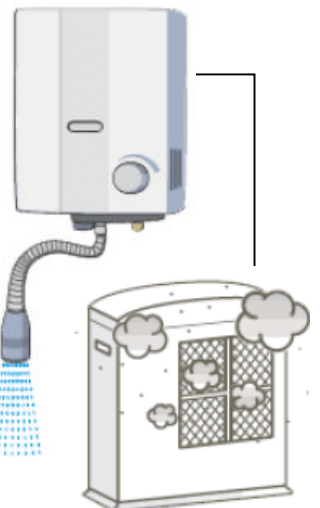
こうした事故を防ぐために、こまめに換気するとともに次の点にご注意を。

- 石油ファンヒーター 吸気口のホコリをこまめに取る。
古いタイプは劣化した部品がないか要点検(場合によっては使用を控える)。
- 小型ガス湯沸かし器 開放式の場合換気(換気扇か窓を開ける)を行う。
強制排気の場合ではファンが回っているかを確認する。
煙突、吸気口、排気口が機能しているか確認。
(物や鳥の巣などで塞がれていないか、外れた部分がないか確認)

※ 煙突式のガス機器を使用の場合、近くで同時に換気扇を使うと煙突から排気できずに一酸化炭素が発生する恐れがありますので、ご注意ください。

異常があれば使用を中止し、直ちに販売店やメーカーに連絡をしてください。

参照:経済産業省 HP(URL: http://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/defend1.html)



くらしのまめちしき

～懸賞サイトにご注意！ 個人情報が悪用されることも～

懸賞は、かつてはハガキや FAX が中心だったのが、インターネットを通じてパソコンや携帯電話で応募できるものも増えて、より身近になっています。

懸賞応募の際は、名前や住所といった個人情報を入力する必要があります。そこで気をつけたいのが、個人情報を盗むのが目的の偽「懸賞サイト」です。

悪質なサイトは、本物サイトそっくりの「懸賞サイト」を作成し、検索エンジン（“Google”、“Yahoo!” など）で検索した場合、本物より上位にくるよう細工して「応募」を待ち、個人情報を狙っています。これは、応募者が「検索エンジンで上位にあるサイトは信用できるサイトである」との先入観を利用しているのです。（最近では URL ではなく簡単なキーワードで検索させる懸賞が多い。）

偽「懸賞サイト」と分からず個人情報を登録したために、頻繁に出会い系サイトのメールが届いたり、恐ろしいことにヤミ金融からも電話が来たという相談も寄せられています。

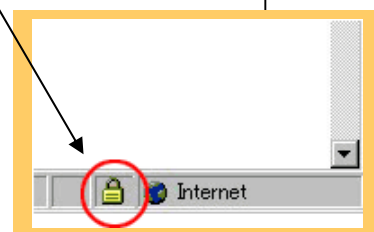
対処法としては、信用できる本物の懸賞サイトかどうかを見分ける確かな目を養う必要がありますが、個人情報保護の対応をしているかどうかが目安となります。

応募する懸賞サイトが“SSL”（データ暗号化システム）に対応しているか確認してください。

（ホームページのブラウザの右下（又は左下）にある「鍵」マークが目印です）

また、懸賞を主催する企業のトップページが信用できれば、そこから応募ページにたどる方法も有効です。URL が分かるものであれば、直接アドレスを入力するのが安全です。

たとえ懸賞が「魅力的」でも応募ページのみサイトのサイトや主催者の連絡先の不明なサイト、不必要に詳細な個人情報（勤務先の電話番号など）の入力を求めるサイトは避けるなど慎重に対応してください。



お知らせ スマートライフ講座 第3回を開催します。

日時	テーマ	講師
11月22日(木) 10:30-12:00	子どもをトラブルから 守るための 「ケータイ安全教室」	ドコモモバイル中国株式会社 上村 貴子 氏

場所：広島県生活センター研修室（県庁農林庁舎1階） ← 物資部がある建物です。

定員：30名（先着順 無料） 申込：電話にて（082）513-2731

“注意報” 配達記録を使った新しい架空請求

郵便物を使用した架空請求はもっぱらハガキが主流でしたが、最近配達記録の封書を送りつける新しい手口が現われました。

「請求書」には契約者の携帯番号と携帯電話会社名を記載し、配達記録で送り「信憑性」を高めています。請求内容は「携帯電話の有料サイト料」です。

このような請求は、相手には連絡せず無視してください。不安に思えばお近くの消費生活相談窓口へ。

発行元：広島県生活センター（県民生活部総務管理局消費生活室）

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 県庁農林庁舎 1階 Tel 082-513-2731

●●市（町）消費生活センター（受信先でご自由に変えていただいても構いません）

〒73X-XXXX ●●市（町）●●市役所（町役場）○階 Tel 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は、市町広報紙用原稿として刊行していますが、印刷（A4判）しても使用できます。